

第七十二回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第九号

昭和四十九年三月十九日(火曜日)

午後六時二十六分開議

出席委員

委員長 小濱 新次君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 佐藤 孝行君

理事 加藤 清政君

理事 正森 成二君

理事 石井 一君

理事 竹中 修一君

理事 中山 正暉君

理事 箕輪 登君

理事 瀬長亀次郎君

理事 小川新一郎君

理事 國場 幸昌君

理事 床次 徳二君

理事 美濃 政市君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

出席政府委員

出席國務大臣

國務大臣

總理府總務長

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

小宮山重四郎君

田中 龍夫君

渡部 一郎君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

石井 一君

河野 洋平君

新井 彬之君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。美濃政市君。

○美濃委員 きょうは短い時間で大臣にお尋ねしたいと思いますが、この法案そのものについては政府委員に質問しておりますから、私の質問は大體終わっております。

過般の爆発問題についてお尋ねしたいのですが、これは常識的な問題をお尋ねしたいと思いますが、敷設したということになりますと、あの爆発した爆弾を敷設した責任はどこにあるのでしょうか。ああいうものを土に埋めたその責任の所在はどこにあると大臣はお考えでしょうか。

○小坂國務大臣 やはり当時は軍が埋めたのではないかと推定でございますが、なおそれがはっきり明確にその後も引き続いて前に埋めたと同じ位置に今度もあったということはまだ証明されておられません、われわれはいたしましては、戦争中のできごととして、やはり国はある程度そうした問題について責任を負うべきであるというふうに私は考えております。

○美濃委員 どの程度の責任があるかという問題になります、現地に行ってみておりませんけれども、大体伝わる情報でも、昔の日本の軍隊が敷設したものでないかという情報を聞いておられるのです。そうすると、これはまだどういふものがあるという推定なら、撤去する責任はどこにあるのですか。やはり日本政府でないかと思うのです、大臣はどうお考えになりますか。さして撤去しなければならぬと思ひますが……。

○小坂國務大臣 前回の爆発はまことに不幸なこととございまして、これは取り返しがつきませんが、今後は二度とこうしたことのないようにわれわれとしては努力をしたいと思っております。同時に、あの地区に他にまだ残っておれば、これは当然撤去しなければならぬ。これはいま沖繩開発庁といたしましては県民の各位に呼びかけておるわけでありまして、そして協力していただいで、まず爆弾がどこにあるかをすっきり確かめて、そしてその存在がわかれば直ちにそこは防衛庁、防衛施設庁の諸君にお願いして撤去したいという考えでありますが、小森の地区もさして、あればこれは直ちに施設庁の力をかりて撤去したいというふうに考えております。

○美濃委員 防衛庁にちよっとお尋ねしたいのですが、いまの防衛庁の訓練科目の中にいわゆる爆雷を敷設するとか何とかという訓練はあるわけですね。訓練科目の中に入っております。陸上と海上と両方あると思ひます。海上というよりも海中ということになる。私は訓練科目にあると思ひが、入っておりますかどうですか。

○伊藤説明員 お答えします。

防衛庁としては、陸上自衛隊において地雷敷設、地雷撤去等の訓練も行なっております。海上自衛隊においても機雷の掃海、敷設の訓練を行なっております。

○美濃委員 訓練を行なうということは、いずれの場合、こういうものを敷設したり、使うというところが全然想定外だったら、演習科目から除外すると思ひますが、いますぐ使うとか使わぬとかということは、現実の問題としてはなかなか答弁できぬだろう。しかし、条件によっては使うという想定はあると解釈して間違いないわけですか。使うということとは想定の中にある。しかし、いつ使うのだとか、どこで使うとかという問題は別ですが、こういうものを使うという想定はあるから訓練科目に入つて、それを演習の科目にしておる。こう解釈して間違いないですね。

○伊藤説明員 お答えいたします。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

時に、あの地区に他にまだ残っておれば、これは当然撤去しなければならぬ。これはいま沖繩開発庁といたしましては県民の各位に呼びかけておるわけでありまして、そして協力していただいで、まず爆弾がどこにあるかをすっきり確かめて、そしてその存在がわかれば直ちにそこは防衛庁、防衛施設庁の諸君にお願いして撤去したいという考えでありますが、小森の地区もさして、あればこれは直ちに施設庁の力をかりて撤去したいというふうに考えております。

○美濃委員 防衛庁にちよっとお尋ねしたいのですが、いまの防衛庁の訓練科目の中にいわゆる爆雷を敷設するとか何とかという訓練はあるわけですね。訓練科目の中に入っております。陸上と海上と両方あると思ひます。海上というよりも海中ということになる。私は訓練科目にあると思ひが、入っておりますかどうですか。

○伊藤説明員 お答えします。

防衛庁としては、陸上自衛隊において地雷敷設、地雷撤去等の訓練も行なっております。海上自衛隊においても機雷の掃海、敷設の訓練を行なっております。

○美濃委員 訓練を行なうということは、いずれの場合、こういうものを敷設したり、使うというところが全然想定外だったら、演習科目から除外すると思ひますが、いますぐ使うとか使わぬとかということは、現実の問題としてはなかなか答弁できぬだろう。しかし、条件によっては使うという想定はあると解釈して間違いないわけですか。使うということとは想定の中にある。しかし、いつ使うのだとか、どこで使うとかという問題は別ですが、こういうものを使うという想定はあるから訓練科目に入つて、それを演習の科目にしておる。こう解釈して間違いないですね。

○伊藤説明員 お答えいたします。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

防衛庁としては、防衛という任務を持つておられますので、その防衛が外部からの攻撃によってわれわれのために果たさなければならぬ責務になりました場合には、必要に応じて地雷、機雷といったものを敷設して、外部からの侵襲に備えるという必要が生じてくると思われましますので、当然そのための訓練という形で実施しております。

○美濃委員 沖繩のこれは、いま長官のお考えでは、あるいは報道もそう言っておるから、日本軍が敷設したものだろということなんですが、これはどっちの目的であつたのでしょうかね。どっちの目的で敷設したとお考えになりますか。攻撃用なのか。どういう目的でこれが敷設されたのか。

○小坂國務大臣 どうもその辺はつきりわからないわけでございます。どっちの目的であるか、そしてまた何のためにか、その辺のところは、うわさは聞いておりますけれども、まだ明確には私らは把握していません。

○美濃委員 敷設したことによって故意という問題が出てきます。敷設した条件がはつきりすれば、故意にこういう事故が起きる原因をつくつた。しかし、少なくともこれが故意であるかどうかというところは、いま長官わからぬというのだから、わからぬという答弁に対しては故意かどうかと聞いてもわからぬということになるのでしょうか。だけれども、少なくとも日本政府の過失責任は免れぬ。こういうものを敷設して撤去しないでおいた過失の責任は免れぬのではないか。また、こういう爆弾をつくつて敷設するという行為が、いまから考えても、当時の原点にさかのぼって考えても、こういう過失事故が起きるという危険をはらんでゐるものである。

これもちよつと参考防衛庁に聞いておきたいと思ひますが、演習ですから十分注意しておるから過失事故は起きないと思ひますけれども、しかし、重車やなんかをあのとおりに使つて、実弾射撃演習もやっておりますね。あの射撃場から跳弾が絶対出ないという保証はないわけですか。そこに

は、人命の殺傷が起きた場合もあるわけなんです。めつたにはないけれども、世界的には起きた事例もある。その場合、政府としての重大な過失責任は免れない、故意であるかどうかは論争の分かれるところでありまが、少なくとも過失の責任は免れぬと思ひますが、どうですか。

○伊藤説明員 初めにちよつと防衛庁の地雷の訓練について状況を申し上げたいと思ひますが、地雷には設置する、まず埋めるといふ訓練がございます。それから、その埋めた地雷をどこにあるかさがすといふ訓練がございます。それから地雷を除去する訓練、地雷除去訓練の中には、掘り出して処理するといふ訓練と爆破して処理するといふ訓練がございます。自衛隊が現在訓練に使用しておりますのは訓練用の地雷でございますので、これは一切火薬が入っておりません。作動しますと単に黄色の煙が出るものを使つております。なお爆破訓練の場合には真地雷を用ひまして、隊員に爆破の威力といふものがある程度体験させるという意味でやっておりますが、これは起爆薬を別に設けて、遠くから導線が爆発させるというところで、現実の現在の訓練で隊員が負傷したり、あるいはその被害が外に及んだりするようなことは一切ございません。

それから跳弾のお話ございましたので、それからはかわつて御説明いたします。

○山下説明員 演習訓練を行なうにきまつた自衛隊員が、その職務を行なうにつきまして故意または過失によつて違法に他人に損害を加へれば、当然損害賠償の責めに任ずるわけでございます。跳弾についてお話をございましたが、具体的にそういう実例が生じたときに、故意過失に当たるかどうかといふことを個々に判断して賠償をやつておるわけでございます。

○美濃委員 大臣にお尋ねしたいと思ひますが、いま防衛庁も、実弾演習場から跳弾は出ないことになつてゐるから、めつたに出ない。しかし出て損傷を与えた場合には過失責任として損害を賠償しなければならぬ、こういう答弁をしておりま

す。国として今回の被災者あるいは被災損害金額はやはり賠償する。私は、故意といへばどこに故意があつたかといふ問題になるが、故意にこういう損害を起したとはいひないにしても、過失責任は免れぬと思ひます。ですから賠償の腹は政府としてきめるべきだと思ひます。いかがでしょうか。この損害は賠償するといふ方針をきめるべきだと思ひます。

○小坂國務大臣 いま過失責任があるとはつきりおしやつたわけですが、われわれのほうは、過失があつたとは考えられないという見方と、それから造営物の敷設または管理に瑕疵があつたとも考えられないといふところでありまして、明確に過失及び瑕疵があつたといふことはなかなか決断がついておらないわけですが、しかし、一応国家賠償法の所管担当省である法務省の意見を聞いてみようといふことと、現在法務省においてその見解を求めておるところでございます。まだ結論は出ておりません。

そういうような程度のことでございますが、しかし一般的に申して、さしあたり総理のお見舞い金を差し上げたり、重傷者の方にお見舞いを差し上げたりしておりますけれども、なおほかに自動車や相当損傷しておるとか、家もこわれておるとか、いろいろな事態がございまして、国家賠償法の適用かどうかというしちめんどくさいことを議論ばかりしていても動きがつかぬので、何かその辺のところをもう少し簡単にすつきりしたいというのが私の心境なんでございまして。

○美濃委員 法務省にも来てもらつて、法務省の意見を聞いたつて、大臣がそういう答弁をするのに別な答弁はできぬはずですから——もう時間もおそくなつておりますから、できるだけ簡略にしたいと思ひます。せつかく来てもらつたけれども、法務省の参事官には質問しません。して見ても、大臣がそういう答弁をするわけだから……。

そこで、国家賠償の義務があるかどうかといふことになる、大臣もいいますぐどこでそれはあるという答弁もできないといふことはわかりまし

た。ここで三回やつても、五回やつても、平行線をたどることになりますから……。しかしよく検討して、これはやはり国として逃げないで——大臣も、そこはかね合つてゐるから、できるだけ相当額の措置はしたいといふも言われておるわけですから。そこをもう一歩突つ込んで、賠償責任があるかどうかといふこともさることながら、多少政府側のメンツを考へて、名前は賠償でありまが、言わぬでも、実害が弁償されれば——あるいは死亡した方の見舞い金についても、自賠責なり、航空事故なり例があるわけですが、私から申し上げたいことは、そういうやかましい法理論は別として、日本政府として、実際に損害をこうむつた沖繩等の国民には、その実害を、弁償といふことがきつければ、それは見舞い金でもいいでしよう。その実害相当額が行き渡れば、名前は見舞い金でも弁償でも同じであります。私の意見としては、やはり国家賠償責任がある、過失責任によつて賠償すべきである、こう申し上げます。こう申し上げますが、そこはひとつ政府としても十分検討して、そして実害を補償するように努力をお願いしたい。最後に、その考え方を公開して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○小坂國務大臣 先ほどからお答え申し上げておるとおり、私は、法律論を振り回して、いつまでもこうした問題をほつておいては、非常に遺憾なことだと思ひまして、とりあへず総理にも話をし、見舞い金という形で、心ばかりではありますがお見舞いを差し上げ、これで一つのつなぎをして、そして——と思つておつたわけなんでございまして、実際問題として、これが国家賠償に相当するかどうかといふことをやっておりますと、一年も二年もかかちやうのじやないかと思ひ、なるべく早く実損を受けられた方々に対しては、それのお見舞いを差し上げるといふ方向で、今後やつてまいりたいと思つております。

なお、しかし、これは政府内部ではまだ少しも煮詰まつていないので、開発担当大臣としての私の個人的な見解でございますが、今後、そうした

方向で努力をしまいたいと考えます。
○美濃委員 最後に、意見を申し上げておきます。

これは、私の判断では、たとえばこれが訴訟になった場合は、私は、国が負けると思います。過失責任はのめられないと思います。しかし、それは見舞い金であつても、実害相当額を出しておけば、国民にも良識がありますから、訴訟にはならないと思う。ただ、ほんのいささかの見舞い金程度であれば、私もとて、そのまま泣き寝入りすわけにはいかぬですから、場合によっては、援護してでも訴訟問題に発展する可能性がある。訴訟になった場合、国の過失責任は——ここではあるとかなんとかいって大臣も逃げますから、何回やっても平行線になりますから避けられますけれども、訴訟になつて、判決になれば、それはどうにもならぬですからね。そこらまで踏み込んで考えて、やはりそういうことにならぬように、この問題は、はつきり——大体そこは言うと言わぬではつきりしておるのだから、特に担当大臣としては、責任を持つて、国民が困らぬような理解できるような措置をとつてもらいたい。それがとられれば、名前はあえて、たとえば国家賠償という名前を使わぬでもいいのじゃないか、こう思います。問題は、やはり損害が起きておるわけですから、故意に政府がやったとは——私は、故意というふうには考えません。過失責任は免れぬ。過失責任はあるのだから、そこを踏み込んで、後日、そういう国民と政府の間で問題が起きないように措置をしてもらいたい。

以上、これは意見ですが、申し上げまして、終わります。

○小濱委員長 安里横千代君。
○安里委員 沖縄振興開発特別措置法の一部改正に関連をいたしまして、二、三伺ひをしたいと思ひます。

沖縄振興開発ということが沖縄の復興に伴ひまして、処置されておりますし、復帰に伴ひますいろいろな経過措置ということもなされて、沖

縄の復興に伴ひ、無理のない、急激な社会制度の変化によつて不利益を受けないような配慮をされたといふことであります。振興開発に關係したとして、もちろん開発庁がその総元締めとしての総合的な責任を持つておられますけれども、沖縄開発の問題は、いろいろな点において、これは各省の關係にまたがるものがあつて、開発庁とされましても、いろいろな支障があられると私は思つております。第一、軍事基地の問題、これも当然振興開発に關係があらりますし、その点は、防衛庁の大きな關係になつてまいりますし、あるいはまたやはり軍事基地がある關係からいたしまして、そこから生じます教育の問題、あるいは戦後おくれしました学校の校舎、それから地方自治体におきます財政上のいろいろな負担、あるいはまた、いま行なわれておられます海洋博の準備、さらにそれによりましますところのいろいろな破壊、さらに物価問題にしましますならば、離島であるという關係から運賃その他の輸送費の問題で、物価問題にも響いてくる、あるいはまた当然開発につながります土地の調査地籍の問題、これも振興開発にいろいろと差しわりが出てまいります。あるいはまた土地を利用する、農業などの開発というようなことを考えました場合に、それに必要な基本的施設というものが、またた手をつけなければならぬ問題がある。こういうことを考えますと、開発庁のお仕事とはいひながら、自治省に、あるいは通産省に、あるいは農林省に、あるいは企画庁に、あるいは防衛庁に、それぞれに非常に大きな關係を持つておるもの、だ、こう思います。それだけに大臣とされまして、これらの各省にわたりますいろいろな問題を調整されましますと、沖縄開発の基本的立場から強力にこれを推し進めていただかなければならぬ責任がある、私はこう考えております。

そこで、時間もございませんで、私は、もう三年目に入りました沖縄開発であります、今日の段階におきまして、沖縄の振興開発にとつて非常にぐあいが悪い、都合が悪いと申しますか、ブレーキになると申しますか、これを打開しなければならぬ、あるいはまた積極的にこうしなければならぬ、これに對します。いままでの二カ年の経過に顧みてみまして、沖縄の振興開発について足りなかつたことあるいはこうしなければならぬ、あるいはまた妨げとなつてゐるといつたようなことに対しては総括的な大臣の御意見をまず承りたいと思ひます。

○小坂国務大臣 お答え申し上げます。
私は、いままでの沖縄に對してのいろいろな財政的な措置だとかあるいは援助だとか、そうしたようなことは一応軌道に乗つてきたと思ひます。しかし、端的に申し上げると、今度の爆発は非常にショックでありまして、やはり財政的な援助で済まない大きな問題を私は今度の爆発で非常に感じたわけでございます。でありますから、何が一番いふ急ぐんだといつたら、これはもうあれだけ大戦場になつた沖縄の島々でありますから、県民の皆さんに御協力をいただいて、どこに爆弾が落ちてゐるか、どこに不発弾が入つてゐるか、当時ほとんどどこでどんなような爆弾が落ちてゐたか、そんな情報をひとつ全部御協力していただいて教えていただく。まず沖縄の全部に不発弾の地図をつくつていかなければいけない。同時にまた、いままで海洋博等の関連工事等では幸ひにしてまだ事故はございせんけれども、今度の事故のように、地下四、五メートルまでパイプを打ち込んだらそこで爆発したなんというものは、やはりこれは工事全体についてのすべての人々の、爆弾がたぐさん落ちたんだといふことの、過去の非常に残念な事実といふものを忘れていたのだといふふうに思ふわけです。私は、いま一番しななければならないことはまず爆弾を一掃すること、そのことに尽きると考えております。同時に、これは県民の方々の非常な御協力をいたしたい。で、初めてのことではあります、琉球新報と沖縄タイムスにあしたから広告を出します。そして、爆弾を見つけたら通知してくれ、われわれは、そのときはすぐ全力をあげて掘りますといふことを県民

の方々に、これは一週間ぶつ続けで広告を出します、ので、そうしたことでどれくらい県民の方々に御協力していただけるか。しかし、それはまずしりてございまして、今後はひとつ、ほんとうに一つも爆弾がないように、沖縄をそれこそ平和な島に返すという努力をしたいと思つております。まだはかに申し上げたいことはたくさんございまして、さしあたりそんな気持ちでおります。

○安里委員 沖縄の復興、返還が実現をいたしまして、ある程度なんだが沖縄問題というものが終つたような感じもするわけでございますが、またそう思われるような節もありますけれども、沖縄開発庁ができ、国会におきましても特別委員会が継続して設けられておりますゆえんのもの、それは、私は、沖縄の復興が実現いたしましたけれども、その後の問題というものが重要なものを持つておるし、始末しなければならぬところのいろいろな問題をかかえておるという特殊な立場から来ておると思つております。

もちろん暫定的な措置、経過的な措置がなされますとともに、先ほど申しましたように積極的な振興開発というものも行なわれておりますけれども、端的に申し上げまして、これはある一つの既成事実の上に立つたところの構想だと、こう思います。なお言ひますならば、戦争のあと始末という問題、この基本的な問題というものがまだ済まされてゐない。その上に開発だ、振興だといふようなことが打ち立てられるし、あるいは長い間造成された一つの既成事実の上に、これを無理なく本土との格差をなくしようといふ組み立てができておる、私はこう考えております。

そこで、いま大臣がおっしゃいました爆発問題でございませうけれども、これはまさしく戦争の結果のあと始末がなされてゐない。爆弾の上に沖縄が建設されておるということになりますので、確かにこの問題はこの事件で注目されましたけれども、いままでほうつておいたということが私はたいへんな誤りだつたと思つておりますし、この問題の処理をせひともしなければならぬ、こう思つ

ておりますが、実は先般、あの爆発事故のありました現地に参りまして、それぞれ当局の方々とお会いをいたしました。新聞紙上やあるいはまた報告で聞いておった以上にひどいものがございます。作業をしておりまして三名の方が死亡されました。その中の一人は二、三十メートルもはね飛ばされて、なくなっておられますし、気の毒に三歳になる子供さんがなくなっております。不幸中の幸いなことには、すぐもう十メートルも離れていないところに幼稚園がございまして、幼稚園の庭続きでございまして、子供たちが家の中に入っておったおかげでこれらの子供たちが助かったという事で、万一体み時間でもあった場合にはたいへんだったという様な感じを抱かされるわけでありまして。

そこで、非常に大きな爆発力であったようございまして、五十メートル以上も離れている三階の家のてっぺんに、六百キロもあるところの打ち込んだ鉄のバールがはね上げられておるといふたいへんな爆発力でございます。陸上自衛隊のその係の方にお会いしますと、この穴の状況からおそらく百五十キロの爆発が作用したのではないかと、そういうふうに承りましたけれども、きのうはかのほうから聞きますと、いや二百五十キロほどの爆発だというふうなことも聞かされております。

そこで、先ほどの御答弁で、まだこれが一体何だったかという様なことははっきりしないといふふうに乗ったのでございまして、現にこれは地雷であったという様なことも言われておりますけれども、地雷にしては百五十キロもあるような爆発の地雷ということもちょっとどうも想像がつかないわけでございますけれども、まだどうしたかによつて、どういふものが埋まつておったためにこの事故になったという様なことにつきましましては、やはり確実のところは政府とされましてもまだ報告を受けておりません。

○小坂国務大臣 われわれのほうも現地に参つておりますけれども、警察のほうの報告は、まだそ

れが何であつたかということについては明確な報告がございしませんわけですが、

○安里委員 これは私は通告はしていなかったのですけれども、防衛庁の関係でそのことは何か確実なことは入られましたか、握っておられる方はありませんか。

○小濱委員長 防衛庁は帰りました。

○安里委員 よろしうございします。

そこで大臣、私は申し上げたいのは、問題はではこのあとどうするかという問題でございますが、報道によりますと、政府とされましては、この間の委員会におきましては、政務次官が国家賠償法を含めて政府としては検討しておる、そして先日の報道によりますと、政府から見舞い金が出された、こういうふうに乗つておりますが、いままでまだ結論を出していらつしやないというわけでございますが、その見舞い金を出されたいきさつと、今日まで検討された結果、法的な面を合わせまして今日までの政府がとられましたところの処置についてお聞かせ願いたいと思ひます。

○小坂国務大臣 お答え申し上げます。

爆発事故が起こりましてから、沖縄の問題に関連しまして、総理府とそれから沖縄開発庁、防衛庁、法務省、大蔵省、建設省、自治省、それぞれの担当者に二度集まつてもらひまして、種々協議をいたしました。もちろんその間の情報は、現地の警察からの現場のいろいろな状態でございますが、それで、きまりましたことは、先ほどもちよつと申し上げましたが、沖縄じゅうの不発弾をとにかく徹底的にさがそう、さがしたらそれをすぐ処理しようということを含めたことと、それから先ほども御質問にお答え申し上げましたが、今回の爆発事故につきましましては、国家賠償法の適用をやるかどうかという様な問題について一応議論をいたしておりますが、先ほどお答え申し上げたように、過失あるいは現証があつたとは思へない、しかし問題は、法務省の見解を明確に聞いたほうがよろうということで、法務省の見解を現在た

いては大蔵省、建設省等も、それぞれの立場からの意見を申し述べることにしておりますが、まだ結論は出ておりません。

それからもう一つは、総理の見舞い金を持つて西銘政務次官にすぐ現地に飛んでもらつたわけでありまして、この見舞い金の性質は、まことに残念なことであるし、犠牲になられた方々には取り返しのつかないことであつたので、とりあえず死にされた方と重傷の方々にだけ見舞い金を差し上げるといふことでございまして、同時にまた、われわれといたしましては、このお見舞い金をあまりあつたに上つて差上げて意味がない、なるべく早い時期にということと、とりあえず西銘次官に行つていただいたわけでございます。このような事態の積み上げの中で、われわれは今度の爆発事故によつて五十一台も自動車が出たわけ、あるいはまた家屋の損失も相当出ておりますし、そういう事態を調査すると同時に、一体これをどの程度にどうした形でお見舞いをしたらいいかということも内々実は検討いたしておるわけでございます。

しかし、先ほども申し上げたように、われわれとしましては、沖縄担当でございますから、なるべく早く、スマートに、タイムリーにひとつお見舞いを差し上げたいと思つておりますけれども、政府内部の意見がそうだとするに一本にはなかなかまとまらない。そこに法務省の見解も要るし、大蔵省の見解も要るし、いろいろございまして、現在苦勞をしておりますが、しかし、私といたしましては、いつまでもこれをほつておくつもりは毛頭ない。なるべく早く、早くしなければ、また、先ほどから申し上げているように、沖縄に爆弾を一個もなくしようという運動には県民が参加をしてくださると思ひますので、その面にしてもなるべく推進し、促進するよう

に考えております。しかし、自動車の事故であるとかあるいは家屋の損失であるとかいふものに對してもどの程度お見舞いをしたらいいかということについて、それぞれ案を出し合つて検討いたしておりますが、まだそれを実行するところ

まで煮詰まつておらない現状でございます。

○安里委員 見舞い金という、見舞い金の性質がどういふものか知りませんが、これはどういふ費用から出されたのですか。

○小坂国務大臣 これは死者の方に一人百万円ずつ、それから重傷の方七名に二十万円ずつでございますが、これは、先ほどから申し上げておるうちに、内閣総理大臣から被災者に対する心からの弔意とお見舞いの気持ちをあらわすという意味できつめて常識的な程度のものでして出さしていただけたわけですが、これは報償費から出していた

○安里委員 報償費ですね。そこでこれは法務省にお聞きすべきかも知れませんが、しかし、政府としての考えをまとめられる上において、当然大臣としてもお聞きになっておるだろうし、あるいはまた御意見も述べられるはずでございますが、政府は国民の安全を保障し、その生命財産を保護し保障する責任というものが基本的にある、私こう考えます。そこで、国家賠償法の適用について検討すると言ひますもの、なかなかこれをそのまゝ適用するにいろいろの疑義があるといふふうにいまままでのお話の中から感じ取るわけ

でございますが、戦争中に埋めた地雷であるか、あるいはまた撃ち込まれたところのたまによるものであるかどうか、それはいづれにいたしまして戦争の際におきましてなされたものである、こう考えます。日本軍によつて埋められた地雷であるとなすならば、当然戦争行為であり、その中でなされた軍人のやつた行為でございますから、国家賠償法に基づきます公権力の行使に基づく公務員の不法行為ということでは確かに言えないと思ひます。またアメリカ自身が撃ち込んだものだと思へば、これは公権力の行使によつてやつたものともこれまた言えないといふ様な議論も出てくると思ひます。そういう点をとらえて故意または過失がなかつたといふふうにとらへることは非常に誤りだと思ひます。戦争中の行為であり、その点において故意、過失がなかつたといひまして

ならば、法令も必要でしよし、あるいはいま国家賠償法で十分でなければ、これは特殊のケースですから、これに對します特別立法もするという考えも生まれてくると思うのです。ただ現行法でもって当たるか当たらないかということ以前に、政府の責任だということの基本線が明らかにならなければ、一步も前進しない、また問題の解決にもならぬし、今後の処理に對しましても問題の解決にはならない、私はこう思うわけでございます。政府は、一体こういうったものの処理については政府に責任があると思つていいのか、それとも地元の地方自治体が処理すべきものであると考えておるのか。それは今後の財政上の負担の問題にも影響してくることと思いますので、最後に大臣のお考え、大臣のお考えというよりは政府の御見解を私

は承りたいと思うのです。

○小坂國務大臣　政府の見解は、先ほどから申し上げているようにまだ申し上げられる段階にないのです。が、しかし、見舞い金を差し上げて、そして全國民の協力を得て爆弾をとにかくさがし出して、沖繩の戦争があつたということを忘れてしまつたようないままでの態度をやめて、爆弾は徹底的にさがして、安全な沖繩にしようということに政府が動くという方向だけはきまつているのですから、そういう意味では、その責任の所在は政府にあると申し上げてもいいのじゃないでしょうか。ただそれをここではつきり言えとおつしやるのと、なかなかそうは言えない。その辺はわかつていただけると思います。

○安里委員　この問題は、私は、沖特委でもあるいはどの委員会においても、解決するまでは何回も同じような議論が出てくると思ひます。この問題は研究、研究で日を過ぐすべき問題じゃないと思ひます。百万円の金というものが報償費から出たということにもいろいろな疑義がございまして、すけれども、少なくとも報償費から補償金、見舞い金を出すということになりますならば、基本になるところのものをもつとはつきりさせなければ、気の毒だから金をあげた、金だけで人の命に

かえられるものでもございせんし、そこには政府の行為としての責任を明らかにする、その道を早く明らかにしていただきたい。そうすることによって今後の不発弾に対する発見、これが地方自治体にも及ぼすいろいろな負担、今後の処理につきましても、私は道が開けるのじゃないか、こう思います。

以上述べまして、時間でございますので、質問を終わります。

○小濱委員長 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 時間の関係がありますので、三点要望いたしまして、質疑は次回の委員会に譲りたいと思います。

第一点は、沖縄に国鉄を敷設する問題についてであります。

全国四十七都道府県のうち国鉄のないのは沖縄県だけなんです。これはすでに長官御存じのとおりであります。沖縄を南北に結ぶ鉄道の敷設により沖縄の交通渋滞は緩和され、自動車事故、自動車公害も減るとともに、沖縄本島の過密、過疎問題の同時解決にもなります。県民の生活と暮らしが非常に明るくなるのは当然であります。したがって、鉄道を敷設することは、沖縄の都市問題を含めて、振興開発の骨幹となると私は考えております。沖縄振興開発計画の県知事原案にはこう書かれております。鉄道、国鉄線など、新しい交通システムの整備及び導入についても検討する、となっていたものが、政府のきめました現在の振興開発計画では、鉄道は完全に削り落とされております。鉄道敷設は今日県民の熾烈な要求になっております。その証拠に、現在県議会でも審議中の沖縄県の四十九年度予算の中に、鉄道敷設のための調査費として六百万円計上されておられ、これは与野党とも賛成しておられるのが現状です。したがって、開発庁は沖縄の交通政策の重要な柱として鉄道の敷設を計画するとともに、運輸大臣が早急に

鉄道審議会に諮問されるよう努力してほしいと思

います。

第二番目に、先ほどの質問にもありましたが、爆発事故の犠牲者への補償と不発弾処理の問題について、三月二日に那覇市小椋の工事現場で起きた爆発事故による人身及び物件に対する損害についての補償は国家賠償法を適用し、政府の責任で早急に、完全に補償してほしい。さらに不発弾の発見は戦後処理事項として国の責任で組織的、科学的調査を実施するため、新立法措置も含めて、一刻も早く抜本的な対策を立て、実施してほしいということでもあります。

三番目に、物価問題とも関連いたしましたので、とりわけ沖縄の石油製品値上げ問題についてであります。

政府は、三月十六日石油製品の平均六二%という大幅値上げをきめておりますが、結論からいえば、特別に沖縄のそうじつたものは値上げしてほしくない。現在、沖縄県内の石油供給状況は四十八年の一カ年間でガソリンが二十三万七千キロリットル、灯油が二万六千キロリットル、軽油が百四十五万キロリットル、A重油が五万キロリットル、B重油が三万六千キロリットル、C重油が七十三万六千キロリットルと、大量に消費されております。大量輸送機関を持たない沖縄にとつて、石油製品の値上げは直接県民の生活と経済に影響するとともに、他の商品の輸送コストにも影響し、それが小売り価格にはね返ります。また沖縄のガソリンと軽油の税率は、復帰に伴う特別措置によりまして本土より安くなっております。しかし五年間で本土並みの価格に移行するよう毎年着実に引き上げられておられるのが現状であり、そのため、復帰前にわずかに三十八円だったガソリンが二年足らずで約三倍に急騰しております。さらに大量に消費される県内基幹産業のエネルギー源であるC重油、特にC重油などはストレートの値上

げとなりますと、電力料金の値上げも加わって県民の生活を一そう圧迫するものであります。このような現状から、沖縄の石油製品の値上げはやめ、県民の生活安定と経済復興の緊急措置として真剣に検討してほしい。

この三点を緊急対策としてぜひ長官が真剣に検討されるよう、私要望いたします。長官のこれに対する姿勢あるいは御意見なりを承りたいと思います。

○小坂国務大臣 せっかくの御提案でございますし、よく検討いたします。

○瀬長委員 終わります。

○小濱委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○小濱委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小濱委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○小濱委員長 この際、ただいま議決されました本案に対し附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読し、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき、適切な対策を講ずべきである。

一 現在沖縄県には、地籍未確定問題が多く存在し、これが振興開発計画に基づく事業等の実施に大きな障害になつておるので、この対

策をすみやかに促進すること。

二 今後における沖縄農業の振興開発を図るため、優良農地の確保、土地基盤の整備、機械化の促進、農業技術の開発普及など、農業生産の基礎条件の整備強化に努めること。

三 振興開発計画に基づく国の補助事業については、地元自治体の脆弱な財政事情にかんがみ、補助金単価を実情に即したものに改定することなどにより、地元自治体の財政負担の軽減に努めること。

四 いまなお数多く埋没されている不発弾は、県民に多大の不安を与え、かつ、道路、港湾の整備等公共事業の実施に多大の障害を与えているので、すみやかに不発弾の埋没状況を把握し、その除去に努めるとともに、不発弾事故の被害者に対しては、国家賠償法の適用を検討するなどその救済に万全を期すること。

以上であります。

本附帯決議案を本案に付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小濱委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府より発言を求められておりますので、これを許します。小坂沖縄開発庁長官。

○小坂国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、十分その趣旨を尊重いたしまして努力いたします。

○小濱委員長 なお、ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小濱委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小濱委員長 次回は、来たる二十八日木曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後七時三十分散会

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第四号中正誤

一六 三 四 段 行 郵 正
交 渡 交 渉

昭和四十九年四月四日印刷

昭和四十九年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B